

平成16年度 第4回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1. 日時：平成16年8月3日(火) 10:00～11:00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員)宮内義彦議長、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、各委員、大橋豊彦、富田俊基、福井秀夫、美原融、各専門委員

(政府)金子大臣、佐藤内閣府副大臣

(事務局)林内閣審議官、河野規制改革・民間開放推進室長、宮川参事官、原企画官、岩佐企画官、長瀬企画官

4. 議事次第

(1) 中間とりまとめ案文審議・決定

(2) 各個別分野ワーキンググループの検討課題について

(3) その他

5. 議事概要

宮内議長 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから第4回の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方10名に御出席をいただいております。専門委員の皆様方にも6名おいでいただく予定でございます。

また、佐藤副大臣には当初からおいでいただいております。金子大臣は、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

お手元に配らせていただいております中間とりまとめの案文は、前回会議での御一任を受けまして、議長代理、草刈、八代両総括主査、私を中心にとりまとめたものでございます。すなわち、素案から前回会議の議論を踏まえて、所要の修正を行うとともに、各省から御意見もいただいております。各省と当会議の見解が異なるもののうち、主なものにつきましては、前回、申し上げましたとおり、各省の主な意見及びこれに対する当会議の見解を別紙として整理をいたしております。

修文等で若干御異論もあろうかと思いますが、最大公約数的な形で委員の皆様方の御意見を踏まえまして、この案文をとりまとめさせていただきました。お手元でございますものを正式な中間とりまとめ案として、会議として決定させていただきたいと、このように存じますが、皆様方、御了承いただけますでしょうか。

富田専門委員 私、余り出席できなくて、今になって申すのは恐縮ですが、基本

的な考え方として、私は、これを拝命したときに2つのことを考えまして、つまり市場経済と民主主義という観点から改革を行っていくと、そのとき、市場経済という観点からは、コースの定理が示すように、組織で行っていることをアンバンドルして行って、マーケットの中で組み立てるといふことの効率性という観点から検討を行う。

もう一つ、民主主義という観点から考えた場合に、ちょっと私気になったのは、徴税が19ページにあるのですけれども、これを民間が行えるようにすべきであると、かなりスペースを割いて書いてあるのです。

これは、民主主義の歴史を考えますと、例えばイギリスにおきましては、名誉革命以前は売官制度といって、国王が行っている業務を貴族たちに行わせると。そのときに地位を売ると。その中に徴税業務というのがありまして、フランスにおいてもルイ15世とかルイ16世は売官制度と徴税請負というので行っていたわけです。

それは民主主義、つまり国民が議会で決定するというようになってから、徴税業務というのは、国が官僚として行うという形になったわけなんです。もっと言えば、立憲君主制というのは、議会で税と歳出を決める。徴税については、絶対王政の頃の民間請負と徴税請負という制度から官僚が行うという、そういう形になったわけですし、そういうある意味では民主主義の基本的なところから考えた場合に、ここの提言というか、民間が行えるようにすべきであるといったことの意味というのを、私なりに考えた場合に、果たして市場経済と民主主義の健全なる発展というか、人類が21世紀に至ってたどり着いたものから照らすと、かなりこの部分だけ逸脱しているように、私は感じたわけです。

もっと申しますと、ほかの部分で介護とか医療についての提言が非常によくできているのに対して、ここでこういうことを書くと、せっかくの民間開放という大きな事業について、提言の信頼性といったものにも関わってくるのではないかと。ちょっと、この段階になって申し上げるのも遅いのかもしれないのですけれども、私はそのように思います。

宮内議長 どうぞ。

八代主査 今回の富田委員のご発言は、全くこの答申の趣旨を完全に誤解されております。これは会議に出ただけならば、そんなことはなかったと思うのですが。これは何も今の国税庁や財務省が行っている業務を否定することではなくて、その中で、公務員でなければできないことは除いた上で民間に委託しようということなのです。別に憲法とか民主主義ということを変えようということでは全くないわけです。

国税でも市税でもそうでありますけれども、きちんと議会で決めて官庁が法律を定めることになっています。その定められた法律に基づいて、具体的に執行するのは、別に公務員でなくてもできるのではないかとすることにすぎないわけですし、その辺の議論は十分に尽くしたと理解しております。

富田専門委員 それでは、他の民主主義国において、つまりG7でいいのですけれども、こういうことを行っている国はあるのでしょうか。

ここに書いてあることは、徴税業務については、民間が行えるようにすべきであるとい

うのが結論で出ているのです。これは、絶対王政の国とか、旧ソビエトならともかく、およそ民主主義の国において、こういうことが行われるかどうかなのです。私は、いろんな業務をアンバンドルして効率性をより追及するという観点について、八代委員が取り組んでおられるWG、その御趣旨は全くよくわかるし、書いておられることもよくわかるのですが、ここの19ページが全く理解できないというのが、私の考えというか。

八代主査 ですから、それは全然議論に参加されずに、一部の文章だけを読んでおられるからそうなるわけで、そのようなことは一切考えていないわけです。

富田専門委員 だけど世の中に出るのは、この文章なのです。それによって、当推進会議の権威なり、位置づけというのが低下させられるということになったら、やっぱり皆さんの委員の御努力というのが、私はなくなってしまうと思います。提言が軽くなってしまう。

宮内議長 どうぞ。

草刈主査 今のお話は、大変失礼な言い方かもしれないけれども、やはり、議論に参加していただけなかったという点が非常に残念だと思うのですが、最後のところに書いてあるように「公務員規定等一定の条件を付した上で民間が行えるようにすべきである」というのは、こちらの考えでありまして、これは何も今すぐ、それではそういう形にするぞという権限もこちらにはないわけですから、それを関係のところと色々な議論をして、向こうの言うことがもっともであれば、それはそれでやめるとか、あるいはいろんな形がある。例えば、いわゆる委託をすとか、あるいは全部丸抱えでやるとか、あるいは全部売ってしまうとか、いろんな形が官業開放にはあるわけですから、その中でどういうふうに進めていくかというような議論をすること。

それから、要するに議論を尽くした上で取捨選択をしていくというわけで、例えば、わっここに書いてあるもの全部が民間に開放されるということを決めているわけではないし、例えば航空管制業務についても、これも安全性の問題とか、いろんな意味で議論がこれからあると思いますから、それはこれからの段階の議論だと私は理解していますから、取り立ててこれが非常に全体をスポイルするということにはならないと思いますけれども。

宮内議長 どうぞ。

原委員 私は議論に参加しておりまして、双方の言い分、双方のというところとあれなのですが、富田先生がおっしゃられたことも、八代先生、草刈さんがおっしゃられたことも双方にわかるというような感じがいたします。

私自身も、この徴収業務のところについては、最初は、やはりちょっと違和感がございまして、それで意見は提出をいたしまして、例えば債権回収のノウハウを持った民間の優良事業者に行わせる方が効果的であるという言葉に一応落ち着いています、私としては、この債権回収のノウハウを持ったという、こういう書きぶりでどうであろうかというようなことは御意見を申し上げたりして、そこで優良というような言葉が入ってきたりしております。

ただ、議論の中で話されていたのは、例えばコンビニや何かで徴収というのでしょうか、税を納めるといふようなこともあるのではないかというふうな話も出ていて、そういった利便性みたいなところはあるのかもしれないと感じたりして、ここが一番最後のところなのですけれども、一定の条件を付した上でというのがどこまでになるのかということと、今回、中間とりまとめということでもありますので、今、草刈さんの方でもおっしゃられたように、これが世の中に出ることで、国民の方々がどのようにこのことを受け止められるかで今後の議論になるのではないかと考えております。

宮内議長 御意見ございますでしょうか。

そういうお考えも踏まえて議論して、徴税事務を全部民間でできるということではなく、ある意味では民間でできる部分があるのではないかという問題提起であり、これから議論を深めていこうということ、民主主義の原則まで立ち入る問題ではないのではと思います。銀行を通じて税金を払ったり、消費税などは人の税金が何段階も民間を経由するといふような部分もある、少しずつそういう部分が出てきている、その部分でもっと効率的なやり方がないかということを追及しているのだと思いますが、これは議論を深めさせていただくということで、問題提起を頂戴するということにさせていただいて、委員の皆様方の御意見を踏まえての中間とりまとめでございますので、このような形でまとめさせていただくということで、御了承賜りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

宮内議長 ありがとうございます。それでは、主査を中心に精力的、かつ集中的に御審議いただきまして、このようにまとめることができまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

それから、お手元の中間とりまとめの概要という資料、これは大部のものをまとめた資料2でございますが、本文の内容をできるだけわかりやすく作りまして、対外的な説明の際などに是非御活用いただければというように思います。

それから、関連いたしまして、お手元に「中間とりまとめに当たって(議長談話)」という紙がございます。これはこのたびの中間とりまとめの公表に当たりまして、議長談話という形で作らせていただいたものでございます。特に御異論がなければ、これを本会議後、皆様方の御意見も頂戴した文章でございますので、発表させていただきたいと思っております。

それでは、御出席の委員、専門委員の皆様方から、中間とりまとめの決定に当たりまして、御感想なり、今後の抱負等につきまして、恐れ入りますが、一言ずつ、一言ずつというのは、この手元の次第では1人2分と書いてありますので、お心得のうえ、お考えにつきましてお話を頂戴できればと思います。

それでは、時計回りで草刈さんからお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

草刈主査 それでは、2分で終わるかどうかわかりませんが、いずれにしまして

も、私は今年から参加をさせていただいたということで、いわゆる民間開放のクラシックの部分というか、今までずっと皆さん、先人の方が努力をされたものを引き継いだ形で、去年の17項目のうちの3つの分野、7つの項目ということで、それを中間的にとりまとめさせていただくことが、私の業務でありましたということなのですが、いずれにしましても、初めてということもあって、それから生来余り能力がないものですから、主査として大変もたもたいたしまして、皆さんにえらい無駄な時間を費やしてしまったかなと思って、大変申し訳なく思っております。八代先生のように、ぱっぱっとできるとうらやましいなと思ひながら、横目でものすごくいろいろ八代先生のお助けをいただいて、あるいは事務局の方にも本当に迷惑をおかけしたかなと思っておりますので、お詫び方々お礼を申し上げたいと思います。

それで、今後は、さっきの富田さんの話じゃないですけども、要は、今後どうやってこれを実り多いものにしていくかというのが、我々の仕事だと思っております、その中で2つ感じるがあります。

1つは、時間的にとても無理だったのですが、昨日もちょっと記者の方と話しているところに出てきたのですけれども、いわゆる現場というところに降りていって、現場の人たちの本当の声を聴取してくると、医療についてもそうだし、介護についてもそうだと思いますし、教育についてもそうだと思います。その部分を是非何とか、言ってみればフィールドワーク的なことを是非やりたいというのが1つ。

それから、諸外国の例などはどうなっているかと、このスタディーはまだ足りないなという感じがいたしまして、その2つも含めて、更に意欲的に、及ばずながらですが、一生懸命やっていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

どうもありがとうございました。

宮内議長 八代さん、お願ひいたします。

八代主査 ただいまの議論にもあったわけですが、この官製市場の改革というテーマはわかりにくい面もあるものでして、それをやはりできるだけ多くの人に知ってもらおうというためには、私は、情報公開の徹底化というのが大事ではないかと思ひます。

つまり、官製市場の改革というのは、国がどこまで何をやるべきかという問題と、例えば徴税業務も含めて、それを公務員で行わなければいけないかという2つの問題に切り離して考えるということです。仮に、公務員で行わなくていいということになっても、それはすなわち国が行わなくてもいいという、国の責任放棄にはならないということを理解していただくというのが、大きなポイントと思ひます。

そのためには、各省庁のやりとりというのを最大限公開して、言わば各省の考え方と、当会議の考え方と、どちらが正しいかということ、広く国民一般に判断していただくということが、大事であろうかと思ひます。

それから、同時にそういう情報公開をしますと、我々が知らないような官業の実態とか、あるいは官の方がきちんと説明しないようなことを第三者が情報として提供してくれるこ

とが現に幾つもあったわけでありまして。それから、やはりマスコミ等で取り上げていただくということが、我々の味方になるわけでありまして。

その意味で、私と白石委員と黒川委員が入っております特区の評価委員会の方では、すべて議論は公開しております。最後に1回だけ非公開となりますけれども。その結果、マスコミが常に関心をもってもらえれば、記事にして頂き、世論に訴えることもできる。マスコミで取り上げていただくということが、我々の会議のバックアップとして非常に大きな意味を持つわけですので、今後の進め方としては、特に各省庁との意見交換をするときには、原則として公開、よほどやむを得ない場合のみ非公開ということ、ここで合意していただければありがたいと思っております。

特に、これは市場化テストという新しいことを進めるときに、やはりできるだけ多くの方のサポートを受けるためにも必要ではないかと考えております。

宮内議長 黒川さんどうぞ。

黒川委員 私は、新米の委員でして、しかもエコノミストだったものですから、この会がいかにか法律の問題が重要であるかということをつくづく知らされています。

鈴木委員が、今、参加できない状態にありまして、代理をすることになりました官業の民間開放の部分というのを目を通すことが多かったのですけれども、ここで初めてというか、各府省の間で公共性の担保ということを考えるに当たって、共通の見解を、少しずつレベルの違いがあるけれども、公共性を担保するに当たってどう考えているかという一連の考え方を見ることができました。

この中には、同じレベルとして扱うべきではないと直感的に思えるものがあるにもかかわらず、横並びに各府省が同じような扱いをしていて、それがいかにも非効率になっているということ、私自身は直面することになっています。

この間、さまざまな役所の方と直接会ってくださいという連絡があって、1日に3府省ずつぐらい、もう幾つお目にかかったら思い出せないぐらい、たくさんの方の攻撃に遭っています。そのプロセスで明らかに勉強しています。少しずつ意味がわかってきていて、これはもっと本格的に一歩一歩足元から、今の行政の在り方に関して切り崩していく必要があると感じていて、心構えを新たにしているというところでございます。

宮内議長 どうぞ。

志太委員 私も初参加でございまして、正直申し上げて、現場の立場から十分消化できたのかというと、なかなかできなかったというのが現実でございます。

しかし、このスピードで、こういうことを次々に行っているというパワーを非常に強く感じましたし、これからの日本では大事だということ、非常に強く感じました。

一層これから勉強して、中間答申にのっとった形で、できる限りの行動をしていきたいと考えます。大変勉強になりました。

宮内議長 白石さんどうぞ。

白石委員 宮内議長、各主査、そして事務局、各先生方の御尽力によりまして、このた

び中間報告がとりまとめられました。私は全会議参加することができなかつたのですけれども、まず、皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

この報告書の中では、民間開放を行う意義、これが非常に鮮明に出されていると思いますし、この会議として何を重点的に手を付けていくのかということも明らかになったと思います。

私も、先ほどご挨拶にございました志太委員も黒川委員も初参加でございますが、今回の会議の進め方として、まず、官製市場の民間開放に絞って、その下に3つのワーキンググループを立ち上げると。この進め方が新米の委員にも、今、何が問題になっているのかということが非常によくわかりやすい構造になっていたのではないかと思います。

今後も各ワーキングに分かれて作業ないし検討をしていくわけでございますけれども、全体閣議で確認しましたスタンスと申しますか、共通理念みたいなものを大切にして検討していきたいと思っております。

今後重要なことは、八代委員がおっしゃいましたように、私も徹底した情報公開が必要であると思います。これが、各省庁の規制の外堀を埋めていくことにつながると思いますし、多くの国民の方々に、いまだにこうした規制があるのだということをきちんと打ち出し、理解をしていただくことになっていくと思いますので、差し障りがないもの以外すべて情報公開するというスタンスを取っていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

宮内議長 南場さんどうぞ。

南場委員 私も今回初参加なのですが、まず感想は、結構きちんと取組んでいらっしゃるのだなというか、大変なのだというのが正直なところです。

それで、十分にすべてのワーキングに参加することはできなかつたのですが、議長、議長代理、そして各主査の導きによって、今回、中間とりまとめをまとめることができたということに関しまして、改めてこの場で御礼申し上げたいと思います。

今回は考え方、そして具体的な幾つか新しい踏み込んだ提言がありますが、しかし実態として何かが変わったという状況をつくるには、これからがまさに正念場になると思います。今後、私たちが一丸となって実態としての変化をきちんと実現していくというところにフォーカスしてまいりたいと思います。非常に力不足ですが、今後も御指導よろしくお願ひいたします。

以上です。

宮内議長 原さんどうぞ。

原委員 私も初参加ということで、消費者の立場からということ意識して参加をさせていただきます。

ずっと規制改革の流れを見ておりましたけれども、中に入ってみると、確かに聞きしに勝るすさまじい作業量ということで、大変皆さん御努力をなさったということで、ここで皆様に本当に御苦労様でしたということをお願いしたいと思います。

2つのことを思っておりまして、1つは、この3年間で、市場化テストと官業の民間開放ということで、大きな仕組みが構築されていくということになると思っております、非常に大きな3年間になるのだろうということが1つなのですけれども、もう一方で、これまで長く規制緩和改革で積み上げられてきたことのチェックというとおかしいですけれども、PDCAのサイクル、よく世上でも言われていますけれども、プラン・ドゥ・チェック・アクションということなのですけれども、こういった仕組みも是非入れていただきたいと思っております、例えば独占禁止法の改正、強化の話ですとか、投資サービス法の話ですとか、これまで提案されているもので、もうひと押しというのでしょうか、もうワンプッシュみたいところで、まだできていないようなものというのがありますので、提言だけではなくて、少しそういうサイクルで回していけるような仕組みというのが取れないだろうかということが1つです。

もう一つなのですけれども、これまでの意見の中にも出ておりますけれども、情報公開ということです。

この数か月ですけれども、私も大変たくさんの情報をいただくのですけれども、どの情報を出していいのかなと、どれはだめなのかということがなかなか判断しずらくて、マスコミにもなかなか登場するようなテーマというのが、報道からもなかなか見えにくかったのかなということが、ちょっと気になっておりまして、これから進めていこうとしている医療と教育、それから農業の分野ですね、それから今、徴税業務の話が出ましたけれども、大変大きな問題で、これは消費者、利用者というのでしょうか、国民全般がこの議論に加わっていかないと、なかなか決着点というのでしょうか、それが見出だしにくいと思っております、是非公開をすること、それから議論に参加していただくこと。それから、パブリック・コメントの手法も構築したいということは、個別のワーキングで出ておりますけれども、そういったことを通じて、是非広く国民の声を聞くシステムも入れていただきたいと思っております。

以上です。

宮内議長 本田さんどうぞ。

本田委員 本田でございます。私も新入委員でございまして、あまりお役に立てず申し訳ないと思っております。逆に新入委員だからこそ、一つ申し上げられることがございます。

社会の仕組みを変えることへの抵抗が大きいということです。やはり、新しいかたちにしていく、民間開放していくということに関する一部からのレジスタンスを、非常に感じました。こういったレジスタンスに対抗するには、規制改革・民間開放を、なぜやるのかという意義を問い直すことが必要でしょう。

日本は、少子化により人口が減少するという未曾有な状態に日本が入ってまいります。1952年から1998年まで見ますと、東証一部上場の株式を平均的に買っていった場合には、年平均14%程度のリターンを国民は、得ることができたのです。

ところが、もうそういう時代ではなくなってきております。加えまして、やはり国債の残高がかなり積み上がってもおります。そこで、私自身は、日本経済全体の効率化、特に官における効率化が早急に必要だということをしみじみと感じております。であるとするならば、やはり徐々に切り崩して民間開放していくというような時代では多分なく、だからこそ特区で進め、だからこそ市場化テストを進めると、そういうことを出していけるというのが、この推進会議の大変な醍醐味であると思いましたが、やはりそういう中に連ならせていただいているということに関する緊張感というものを、ひとしお感じたような次第でございます。

これからは、もう少し戦力になれるように、中間答申以降は頑張っていきたいと思しますので、また、どうぞよろしく願いいたします。

宮内議長 矢崎さんどうぞ。

矢崎委員 私も初参加させていただいた新入生ですけれども、感想を1、2点申し上げます。今日の「中間とりまとめに当たって（議長談話）」というのを見せていただくと、最後の方に「一人でも多くの国民の皆様にご覧いただき、私共の考え方と関係省庁の考え方のどちらがあるべき姿を示しているか」と書いてありまして、最後に「国民の皆様のさらなる御理解と御協力を」とあります。そういう意味で、「中間とりまとめ」だけ見ていると、ちょっと難しいのですけれども、パワーポイント版の「中間とりまとめの概要」を見ますと、非常にわかりやすくまとめていただきました。事務局の方は大変だったと思いますが、こういう地道な努力を続けていきたいものです。

1つ付け加えさせていただくと、さっき草刈主査からも話がありましたように、これに今後諸外国の事情も勉強する必要があると思います。逆に、これを英文でつくってもらいまして、アメリカ大使館、英国大使館に我々もこういう考えをもっていると示したらどうか。彼らも意見が何かあるので、できれば、英文が何かでこれを作ると、もっと諸外国が、日本もこんなことをやっているだなというのがわかるので、面白いのじゃないかという感じがしました。これが1つ。

もう一つ、いろいろ私も参加させていただいて、今、世の中が非常に大きく変わっておりますので、例えば環境問題一つ取っても、それから私どものビジネスの分野にとっても、もう日本国だけで処理しようと思ってもできないような状況がどんどん起こってきていると感じています。このような中でこれから官のものを民で行うという場合、なんか官と民が対立するような関係ではなくて、新しく市民グループやNPO これらは官と民の間の中間的な存在ですけれども、それらを含めて、官と民と市民、こういうのが一体となりまして、新しく起こるいろいろな問題にどう取り組んでいくのかという、そういう観点が大切だと思います。今まで日本が、戦後ここまで成長してきたのは、官の力がすばらしかったからだと思うのです。それで今日を創ってきたのですけれども、最近のように状況が大きく変わってきたときに、もう一度、官と民と市民が一体となって、この問題に取り組むのだというような感じを少し出した方が良くと思います。余り官と民とどっちが効率的だ、

どうだともっていきますと、なにかお互いに足の引っ張り合いじゃないですけども、なにかそういう感じになってはまずいという感じがします。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、専門委員の皆様方に、大橋さんからよろしく願いいたします。

大橋専門委員 2つの感想を持ちまして、まず一つは、この中間とりまとめというのは、ある意味で、これまでの行政の概念というのを修正を迫るきっかけになると考えております。

つまり、これまでの行政の概念というのは、官と民とか、あるいは公と私というものを極めて厳格に峻別した上で、公共的なサービスというのは、これは官僚組織が行うのだと。そして、税金を使って行い、かつ公務員が行うのだというのが、これまでの行政の基本的な概念だったろうと思います。そういうこれまでの行政の基本的な概念の修正を迫るきっかけとなるものが、この中間とりまとめだと私は位置づけをしておりますし、また、これまでの行政の概念を修正して、どういう新しい行政の概念というのをつくっていくかというのは、これのある意味での裏返しですが、つまり、これまで官と民、あるいは公と私というものが非常に厳しく峻別されていたのを、これを相対化して行くのだらうと思いますし、また、これまで公共サービスというのは、官僚組織が行うのだという前提に立っていた概念を、いろいろ多様な主体が提供し得るのだということ、この中間とりまとめというのが、改めて認めたというところに意義があるかと思っております。

もう一つの感想は、これから年末にかけて秋口、極めて厳しいいろいろなやりとりがあると思います。すばらしい結論を出すためには、いろいろな努力をしなければならないと思っておりますが、一つ私が思っておりますのは、是非、改革に関係する、例えば役人だとか、あるいは労働組合だとか、あるいは利益団体という人たちも、この改革に巻き込むという努力をしなければならないということです。

役人というのはいつも、私も役人でしたが、反対ばかりするのでどうしようもないと思わないで、その役人の中には是非改革したいという人もいるということ、是非知っていただいて、そういう人たちを改革に巻き込むという努力が必要だらうと思います。

これまで、私も行革に少し携ってございましたが、例えば国鉄改革がなぜ成功したかという、これは国鉄の内部に改革派という人がいて、そういう人たちを巻き込んだから成功したんです。

だから、この民間開放の年末への取り組みに向けても、ある意味では革新的な、改革的な人を巻き込みながら、答申案をまとめていくという努力が必要だらうと思っておりますし、そのための努力を私もしたいと思っております。

宮内議長 富田さんどうぞ。

富田専門委員 また発言の機会を与您いただきまして、済みません。

私も今年から参加ということで、今日含めて、実は3回しか出席できておりませんで、ちょっとやむを得ない事情もいろいろありまして、出られなかったのですが、私は、皆さ

んおっしゃったとおりだと思っております。基本的には、これまで官が当然に行っていたことを機能分解して、その機能をマーケットの中で組み立てていくと、そういう観点が基本の流れだろうと思います。

その機能ごとの担い手について、それは公務員が行うのだとか、民間が行うのだとかというのを固定的に見ずに、基本的には、より国民にとって負担の少ないものにしていくことが重要であると。つまり、効率化としての民間開放という位置づけであろうかと思いません。

更に、この業務が国民にとって必要かどうかということについて、やはり大臣、副大臣おられるんですけども、やはり国会で決めることであり、それをどのように効率的に行うかということについて、この場で総ざら見直しを行っているのだろうと私は位置づけしております。

先ほど申しましたことは、機能効率化という観点だけを追っていますと、得てして絶対王政のころのようなものに、つまり売官制度、もっと言えば、政府の業務に群がる民間の業者がばっこする状態ということも起こりかねない。そういうことを恐れて、何も民間開放しないということではないのですけれども、そういうことによくよく留意させんと、あらぬ誤解を生んでしまうということも念頭に置く必要があるかと思いません。

歴史的に考えますと、やはり冷戦が終わった段階から、我が国の規制緩和は本格的に進められて、私はかなり進んでまいったと思えます。

しかし、先ほど本田委員も御指摘になりましたように、民間が活力を得てきているわけですけれども、その一方で、古今東西まれに見る国債の累増、それからほかの国には例のないゼロ金利政策の継続という、ものすごくセーフティーネットに守られたままの状態です。本当の意味で民間に活力があるかどうかということについては、これからテストを受けるわけでありまして、そういう意味の一環としても、この民間開放いうものが、社会全体の活力に貢献していくことができるといえるように存じます。

なお、私、独立行政法人の評価とか、あと金子大臣の下では特殊法人等改革推進本部の議論にも参加しておりますので、そういう点からお役に立てることがあれば、またこの秋からこれらの委員会はめちゃくちゃ多忙になってくるのですけれども、できる限りこの場にも参加させていただきたく存じます。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。福井さんどうぞ。

福井専門委員 3点感想を申し上げます。

第1ですが、今回の中間報告のとりまとめ以前は、今まで規制の周辺の世界では、言わば公権力性のドグマとも言うべき概念が流布していたと思えます。

これが非常に丁寧に検証された、しかもいろんな分野で検証されたということが、このとりまとめに当たって、大変画期的ではなかったかと思えます。

先ほども話題が出ておりましたが、今まで公法理論ないし行政法理論の一人歩きという

ことがございまして、19世紀のドイツという非常に特殊な状況の公法の理論、具体的に申し上げますと、公権力が絶対的である、あるいは優位性を持つという概念が無批判に受け入れられてきたという状況があったと思います。こういった状況が、今の憲法の下での今の行政を規律する法理論としては、必ずしも十分ではないのだということが明らかになってきた。しかも、それがいろいろな分野で当てはめられたということに重要な意味があったと思っています。

しょせん規制の問題は、憲法の枠内での立法政策の問題だということは、当会議の主張としていろいろな場で述べたわけですが、当初、これに対して、反対や抵抗を示された官庁もございましたが、最終的には公権力の行使は、実際に例もあるように、法令で授權する限りにおいては民間でも可能であるという点は、もはや各省庁を通じたコンセンサスになったと思われまます。あとは、政策的な当否としてどのような場合に行うべきかということに収斂する、というところまで進んだ点が重要だったと思います。

第2点目ですが、規制や官業の存在理由を丁寧に詰めることの重要性も明らかになったことだと思えます。

特に、1つ目は理屈に首尾一貫性があるのかどうかという点が、いろいろな角度から検証されたことです。個別の規制について聞いてみると、必ずしも根拠が十分にはない、薄弱なものも多いわけです。しかし、今まで誰も確かめたことがなかったという領域が非常に多いわけで、こういった事情が明らかになったことは、国民にとって切実な利害があると思えます。

2つ目に、規制等を支える、あるいは官業であることの理由としての実態やデータがあるのか、ということについて、例えば規制がない諸外国で何か弊害が発生しているのかといったことはこれまでほとんど調べられたことがないのが実態です。

これも先ほど御指摘が出ていましたが、会議としても直接に、そういった諸外国の事例、古今東西の実例などについて、調査、検証していくことも非常に重要だと思えます。

第3点目は、これも話題が出ていましたが、議事録の公開です。各省庁との議論というのは、特に制度や政策の論拠を巡る公的立場からの説明でもありますので、一種の公共財だと思えます。その公共財が国民の前に明らかになっていないということは、大変不幸なことでありまして、極力各省庁とのやりとりは公開をしていただき、だれもが検証できる、あるいは意見を言えるという前提を整えていただくことが極めて重要だと思えます。

これまでのものについて、非公開と一応なっているものもあるように聞いていますが、議事録そのものでなくても、そこで行われた議論のエッセンス、その制度や、その業務について、どのような必要性があって今のような状況になっているのかといったこと。それからそれに対してどのような批判があったのか。これらの内容のエッセンスなどについては、少なくとも是非形を変えてでも開示していただくということが重要かと思えます。

宮内議長 最後に美原さんどうぞ。

美原専門委員 若干感想を申し上げます。この中間報告書ですが、大きな枠組みとロードマップを示したものと理解しております。そういった意味におきましては、詳細な御議論は、これからさせていただくものと私は位置づけています。内容的には全く問題ないと考えております。

規制緩和とか、新しい横断的手法を考えるということ、この会議では検討されているわけですが、必要なものが、私は3つあると思います。

1つは、やはり幅広いコンセンサスを得るということです。非常に利害関係者が多い。国、地方公共団体、職員、組合、民間主体、あるいはサービスの受益者たる国民、この人たちが、やはり規制改革とか、新しい手法が必要なのだということがわかって初めて、この会議の主張というものが御理解される。そのためには、幅広い御議論が必要ではないかと思えます。

2つ目は、モメンタムを維持する必要性です。これは、やはりスピードということもございしますが、このためには大きな努力を必要とするとともに、国民に対してなぜこの会議がこういうことを主張しているのだらうということを理解してもらわないといけない。また、かかる勢いがある、初めて国民は制度の必要性とか、あるいは規制緩和の必要性というのを理解するのではないかと思えます。この点についても大きな議論が必要になるとともに、政治的なリーダーシップもあるいは必要とされるかもしれません。

3つ目は、福井先生がおっしゃられましたし、皆さん諸先生もおっしゃられましたが、やはりプロセスの開示と情報開示というものが非常に重要になってくると思えます。なぜ、官が一定の業を担っているのか、なぜ、公務員が行わなければいけないのかは、やはり国民が合理的な判断をもって、それを理解して、初めてこの会議の主張が認められるのではないかと思えます。

残念ながら、中間報告に至る一部の議論というものは非公開という形になりました。ですけれども、私、若干奇異に感じますのは、実は省庁の方々、公務員の方々はプライドを持ってなぜこの仕事を行っているのだということを御説明していただいているわけです。

それは、国民に対する説明責任でもあるわけですね。それを国民と合理的に共有しながら、あるべき方向性を議論していくというのが、本当は必要ではないかと思えます。私は、個人的にはこれは官と民の対立ではなくて、議論から創造的なプロセスを考えるということではないかと理解しています。この国はどうあるべきなのか、官と民がどうあるべきなのか、先ほど矢崎先生がおっしゃいましたが、やはり創造的なプロセスをもって、国民の合理的な判断において、規制緩和とか、新しい制度創出、こういったものを考えていくことが今後必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。大変貴重なお話を頂戴いたしまして、今後の審議にこれを役立てていく必要があるかと思えます。

特に、多くの皆様方から出ました、審議の内容の公開ということでございますが、恐ら

く皆様方、できるだけ公開するということにつきましては、御異論はないようにおうかがいしました。

今日は御欠席でございますけれども、鈴木委員からの御意見といたしまして、これは公開、非公開については主査の判断で随時非公開とすることがあるということも承知していただきたいという御意見は頂戴しております。

過去も非公開とすることで進んだというような事例も実はございまして、なかなかこれは微妙なところもあろうかと思っておりますけれども、可能な限り公開とすると。

しかし、これは各ワーキンググループごとに主査の判断ということをお願いしておりますので、主査の判断で公開できないという場合もあり得るといようなところが、今のところ落ち着きどころかなという感じがいたしますけれども、またこれは秋に入りまして、引き続き、皆様方の御意見を頂戴いたしますして、運営につきましては、基本的には公開ということにつきまして御異論がないという前提で考えさせていただくのが、実際に物事を動かすという意味で重要かなという気がいたしました。 それでは、中間とりまとめにつきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、9月以降の話でございますが、各ワーキンググループの検討課題の報告をいただきたいと思っております。

これまで中間とりまとめは官製市場の民間開放ということで絞ってやってまいったわけでございますが、これから年末に向けましては、それプラス、各個別分野についても検討を進めていただくということになっております。

したがって、本日は、各個別分野の検討課題につきまして、各主査、委員の皆様方より御報告をいただきたいと思っております。複数の分野を担当される方もおられますし、御欠席の方もおられます。その場合につきましては、事務局からお話をいただくということで、また2分ルールということで、1分野2分以内ということで、ざっとこういうことを分野ごとに考えているのだということをお報告賜われればと思っております。

順番でございますが、これは50音順にと書いてありまして、黒川、志太、白石、八代主査の順番でお願いできればと思っております。

黒川さんからお願いいたします。

黒川委員 私は、2つの分野の主査を引き受けることになっております。1つが住宅・土地・環境ワーキンググループということで、その中では、これまで進んでいるように見えながら、本質的なところでなかなか進まない部分についてというか、これまでの規制改革のプロセスを一歩進める部分のところには何かメスが入らないだろうかということで、公共工事やPFIなどにおける入札の新しい方法、なかなかPFI事業が入りにくい非採算の分野でも上手に入っていきような方法がないだろうかというようなことが関心事になっております。

それから、既に専門委員として浅見先生等をお願いをしまして、たくさん課題を出していただいております。

ここまでのところは、事務局のグループと私たちのところで、どんなことが問題になるだろうかということを持ち上げるプロセスを持ってまいりまして、住宅・土地については公共工事やPFIなどにおける入札のやり方、それから用途規制の、土地利用規制の中の特定の分野について、従来の大きい枠組みというよりは、少しそれぞれの地域に固有の問題で取り入れたらどうかと思われるような内容について。

それから、全国で中心市街地の活性化手法が取られているんですが、計画はあってもなかなか進まない。いろんな第一段階は進んでいるんだけど、その先、なかなか進まなくなっているものについて、なぜ進まないかということにメスを入れたいということで、この中心市街地の活性化についても、それを妨げている内容で規制の問題があることについて検討していこうと考えています。

それから、地図情報等の民間開放の問題は、先ほどのケースにも出てきたものです。

環境の問題では、TDM、交通需要マネジメントの考え方、それから新しい都市交通システムを導入していく場合に、起こってくるさまざまな規制の問題について考えてみたいと思っております。これは、環境の問題から考えていこうということです。

それから、廃棄物の削減や、有効活用について、これも理論的に考え方は幅広くコンプレヘンシブに問題をとらえることはわかってきているのですが、実際にそれを事業として総合的に取り上げる手法がなかなか成り立っていないくて、縦割の問題とか、そこにある規制の問題を考えていきたいと思っております。

3番目の問題も、サーマルリサイクルの考え方で、マテリアルリサイクルのプロセスをできるだけ多くしながら、原料というのでしょうか、そういうものをできるだけ使わないで、サーマルリサイクルに簡単にもっていきというようにしながら、だけれどもサーマルリサイクルもきちんと位置づけるという、これまで進んできているものを1段ランクを上げようと考えています。

もう一つテーマは、農業と流通のワーキンググループでございます。農業の方については、これまでさまざまな努力がされてきていて、意外に我々が感じているよりは、緒に就いているものが多くて、それを見届けなければならない環境にあります。

特に、農用地の活用に関する規制については、既に特区の分野でも新たな考え方ができていて、それを一般化していく方向に進んでいます。

流通の方の内容について、本当は我が国にとって流通の問題は非常に大きな問題になっていますけれども、この分野については、まだまだ適切に問題を拾い上げているという自信はございません。

そこで、今、農業流通ワーキンググループということになっていますが、当面のところは、陸上交通と港湾のシームレス化とか、それから、港湾の整備の仕方について、諸外国は、開発まで含めて民間が行っているにもかかわらず、我が国では、それをまだ国有の事業でやらなければならないということになっていたりしまして、こういう分野について問題意識を持っていますけれども、その分野について、ここにはなかなか書き込めておりま

せん。

当面は、これもなかなか民間の事業者が入りにくくなっている都市と農村の交流という概念の分野で、農村地域の条件不利地域の開発について、民間が参入していく可能性というのを考えてみたいということで、これも従来ある部分に一步ひねりを入れていたというのですか、もう一段複雑な組み合わせでものを考えなければいけないような分野になっていると思いますけれども、この点について主として議論をしていきたいと思っております。

ここに書いてございますように、都市と農山漁村の共生・対流を図ることに妨げとなる各種規制、特に中山間地域等の条件不利地域における生産性の向上や担い手の確保、あるいは生活環境の向上を図るために必要となる各種規制の見直しを必要とします。

中山間等の条件不利地域へのユニバーサルサービスの普及促進とか、今、話題になっておりますバイオマスとか、そういった考え方と、集落排水という、なかなか進まない環境問題と一体化させるような事業の手法を考えたいというふうに考えています。ここにPFIなどの事業をどうやって導入することができるかということがテーマになっています。

この中には、その他ということになっておりますけれども、ワーキンググループの中では流通の問題を、このその他の中で考えていて、まだそれを確定するところまでいっておりませんということで、とりあえず、こういう方向で秋に向かって進めていきたいと思っております。

宮内議長 志太さん、よろしくお願ひします。

志太委員 事業円滑化ワーキンググループでございます。

「1. 検討の方向性」ということでは、民間事業が一層事業を展開していくことができるように、経済界の要望等深くくみ上げていきたいと、そして事業環境を具体的に改善していく必要があると考えております。

そこで「集中受付月間」というようなことの定着化・活性化ということを更に深めたいというふうに考えております。

「2. 検討テーマ」でございますが、要望主体の裾野を広げるための活動として、PR活動を一層強化する必要があるのではないかと感じておりますし、また、特区の問題とか、地方活性化の問題とか、そのようなことを含めて、5月に行いましたキャラバン等、一層積極的に行いたいと、啓蒙に努めたいと考えます。

検討の(2)の「新規事業の創出・拡大等を支援する取り組みについて」ということでございますが、中小企業の新規事業支援に関する規制改革ということを行っていききたいと思ひます。

それともう一つ、中間答申にもありますように、事業活動円滑化を阻害する外郭団体というようなものが大きな問題としてございます。民間の参入障壁を除くための規制改革というようなものを、これから勉強しながら積極的に行いたいと考えております。以上が、事業活動円滑化ワーキンググループのこれからの活動だと考えております。

宮内議長 ありがとうございます。では白石さんお願ひします。

白石委員 私が担当いたしますのは、教育・研究ワーキングでございますが、お手元の資料の４ページでございます。

ここに検討の方向性ということがずらずらと書いておりますけれども、一言で申し上げますならば、まず、教育においては、利用者の選択肢の拡大。そして情報公開。次に地域の自主性と競争を通じて教育の質を上げるということが主眼でございます。

前身の会議で決定しました項目がございますが、この決定事項につきましても、着実に実行されているかについて、監視を行い、テコ入れを行ってまいりたいと思います。

更に、検討に当たりましては、草刈主査が御尽力いただきました主要官製市場改革ワーキンググループとも緊密な連携を取らせていただきたいと思います。

検討テーマに関しましては、そこにお示しをした３項目でございます。

まず、教育全般でございますけれども、①番として、教育にパウチャー制度を導入する、これまでの機関補助から個人補助に変えて、利用者の決定権を促していきたいということでございます。

②番目は、私立学校審議会の公正で柔軟な運営。この私立学校審議会のもともとの設立目的は、私学関係者の意見を反映するというところでございますけれども、これがともすれば、各都道府県の私立学校行政を過度に関与していることにもなりかねないわけでございます。この構成員や運営について、より公正な方向を見直してまいりたいと思います。

③点目は、情報公開の促進等、学校法人制度の課題でございます。学校法人会計制度を見直して、より企業会計に近い形にして、財務状況や教職員の報酬、理事長報酬、教育にかかるコストなどを明らかにしていきたいと思います。

(２)番目は、小中学校段階の教育活動でございます。

この小中学校段階の教育活動というものは、より地域の特色や地域のニーズを踏まえたものにしていかなければいけません。こうしました観点から必要なことは以下の２点でございます。

①番は、現場での裁量権を大きくしようということでございます。横並びではなく、校長がリーダーシップを発揮して、地域の住民の方々のニーズに合う教育をしていくためには、現場の裁量権、教員の人事とか、そういうものについても校長の権限強化が必要だと思っております。

②番目には、各学校の教育活動に評価と情報公開のシステムを組み込むことでございます。これは、現在も進んでいるようでございますが、教員の勤務評定を徹底的に行って、頑張っている先生においては、処遇面においても何らかのインセンティブを与える。また、指導能力の劣っている先生には、何らかの措置を講じて、教育現場の先生の質を上げていくことを考えていかなければいけません。

情報公開は勿論のこと、利用者の選択を広げていくという点でも不可欠だと思います。

(３)番目は、高等教育段階の教育活動でございますけれども、これは大学評価の一層の充実を行うということが１点目でございます。

現在、株式会社の大学なども出てきておりますけれども、事前の規制から事後規制に移行して、大学の土地所有とか、そういうことではなく、そこが排出した人材がどういう役割を社会で発揮しているのか、教育の質について評価をしていくような事後評価を組み込んでいく必要があるのではないかと思います。

②点目には、先ほど教育全般のところでも申し上げましたけれども、会計制度や情報公開の徹底でございます。

③点目は、研究のさらなる振興のための研究支援でございますが、競争的資金を増やして、必要な分野や研究の重点的な課題に、ヒト・モノ・カネが投入されるようにしなければいけないと思います。

付け加えさせていただくとするならば、私の教育・研究ワーキングにおきましては、例外なくすべて審議は公開とさせていただきたいと思っております。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、八代さんどうぞ。

八代主査 福祉・保育ワーキングの検討事項でございますが、ここに書いてありますように、総合規制改革会議時代からやってきたもののフォローアップというのが、まず第一です。

これは、介護職の業務範囲の拡大ということで、御承知のように、医療行為は医師の独占ということになってはいますが、問題は何が医療行為なのかという定義が不明確で、例えば家族が、日常、やっているようなことでも、ホームヘルパーなどはやってはいけないということになっている場合が多い。これをホームヘルパーと介護職が一定の訓練を受けた上で、行える範囲を明確化していくというのが最大のポイントであります。

あとは、ケアマネジャーの質の向上とか、今、問題になっております障害者に対する支援費制度、これは介護保険に相当するようなものでありますが、この制度の改革ということですが。

新たな検討事項としては、療養型病床群の位置づけの見直し、これは、まさに俗に老人病院と言われているもので、実質的な病院で介護保険の対象となっているが、言わば医療と介護の中間的な存在ですが、ここでさまざまな問題が起きているということを検討したいと思っております。

次のページであります。これは草刈主査の主要官製市場改革ワーキンググループでも取り上げてあります。施設介護のところホテルコストを自己負担するということに、低所得者層に対してどういう対策を行うかということが、なかなか生活保護との関係がスムーズに行かないので、そのリンクを行うということになります。

保育についてもフォローアップとして、これは特区でもとりあげておりますが、幼保一元化の問題等を検討したいと思っております。

次の雇用・労働ワーキンググループでございますが、これについても、これまで総合規制改革会議で長らく進めてきまして、徐々に進んでいるわけですが、更にこれを進めるということで、以下のような検討テーマを考えております。

1つは、職業紹介事業における求職者からの手数料徴収範囲の拡大で、今、年収700万以上の労働者について、一定の業種についてのみ認められているわけですが、これをもっと拡大できないか。

それから、特に重点を置きたいと思っているのが、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁ということです。現在、事前面接がなぜ禁止されているかというのは、余り大きな根拠がないわけですが、事前面接が禁止されていることによって、例えば医療業務への派遣というのができないということになっているわけで、これを外しますと、医療業務への派遣というのが可能になってくる。これは、かなり大きなポイントだと思います。

あとは、請負業務の法制化とか、ホワイトカラーのイグゼンプションの問題、その他、解雇規制等に絡まる問題等をさまざまな、細かいけれども重要な問題を検討していきたいと思っています。

最後に、新たな規制が労働市場等に与える影響というのは、今回、高齢者の雇用延長に関わる規制であるわけですが、これがどういう形のインパクトを与えるかということも含めて検討していきたいと思っています。

宮内議長 ありがとうございます。残りにつきましては、事務局から御報告をちょうだいしたいと思います。

岩佐企画官 それでは、まず、規制改革評価・基本ルールワーキンググループ、神田主査のところでございますが、こちらについて御説明させていただきます。

こちらの検討の方向性といたしまして、総合規制改革会議におきまして、規制の見直し基準の策定、それから規制影響分析（R I A）の導入、それからパブリック・コメント手続など、規制に係る手続の見直し等ということで提言をいただいております、そちらについて検討を進めていくということでございまして、フォローアップということでワーキンググループを1回ほど開催させていただいております。

今後の検討でございますが、規制の見直し基準につきましては、その具体化に向けて検討を進めていきたいということでございます。

それから、R I Aの導入でございますけれども、R I Aは、規制の新設、改廃に当たりまして、影響分析をきちんと行うということでございまして、法律ですとか、政省令等で規制の新設、改廃が行われるに当たりまして、その効果、代替手段等の比較などを行うものでございますが、3か年計画におきまして、R I Aは各省庁におきまして16年度に試行、それから評価手法が開発された時点で評価法の枠組みの下で義務づけということになっておりまして、その試行を16年度きちんと行うということでございまして、その実施例を踏まえまして、本格的実施に向けての検討を進めていきたいと考えております。それから、パブリック・コメント手続など規制に係る手続の見直しでございますが、これは中身としてパブリック・コメント手続、日本版ノーアクションレター制度、それから行政手続法の見直しなどがそれぞれ行われておりますので、その取り組みをフォローアップいたしまして、必要に応じまして、さらなる見直しの検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

長瀬企画官 続きまして、競争政策・法務・金融ワーキンググループにおける検討状況について御報告します。

神田先生の2つ目のワーキンググループでございます。

競争政策につきましては、競争的環境の整備というキーワードの下、独占禁止法、その他、下に書いてございますが、官公需政策の見直しについて検討していく所存でございます。

法務でございますが、起業の支援と効率的な資金調達の仕組みの改善というキーワードの下、下に書いてございますように、例えば動産・債権を担保とする際の関連法制の整備を検討してまいりたいと思います。

金融でございますが、これは投資商品の多様化の中で、詐欺的販売等から消費者を保護する横断的な投資サービス法の整備などを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

原企画官 続いて、ITワーキンググループでございます。鈴木議長代理を主査にいただいております。

検討の方向性でございますように、IT関連市場分野における競争環境の在り方、これは下の検討テーマで行きますと、(2)に当たるものでございます。

次にユビキタスネットワークの実現に向けた環境整備。これはメインは電波、周波数の問題でございます。下で行きますと、2.の(3)に当たるものでございます。

それから、ITの利活用を促進していく所々の制度整備ということで、下の検討テーマで行きますと、(4)(5)に当たるものでございます。

これらに加えまして、3か年計画の監視、さらなる新しい提案を行っていくということでございます。

以上です。

長瀬企画官 引き続きまして、鈴木主査の2つ目の分野に入ります。エネルギー・運輸分野でございますが、12ページでございます。エネルギー・運輸分野は、経済的規制の排除というのがメインテーマでございます。検討テーマのところでございますが、エネルギーについては、既存の3か年計画のフォローとともに、電力、ガスにおける完全自由化の検討・実施時期の明示をメインテーマとしてまいります。

また、風力等の新たな発電方式が出てきておりますので、これらの接続ルールなど連携の在り方を検討してまいります。

運輸につきましても、同様に3か年計画をフォローするとともに、港湾輸出手続の一層の簡素化、あるいはトラック事業の規制の検証。

それから、羽田のロットの問題等々を取り上げていく所存でございます。

原企画官 続きまして、医療ワーキンググループでございますが、検討の方向性でございますように、3か年計画の着実な実行を監視していくということと、その実行に当たっ

ての新たな提案も行っていきたいということでございます。更に、医療に関する規制の緒問題に関して審議・調査をするということでございます。

2番にございますように、既に7月13日にワーキンググループを1回開催しております、地域医療計画について伊藤先生からヒアリングをしてございます。

検討テーマにつきましては、地域医療計画の具体的な見直しも含めまして、今回の中間とりまとめにも盛り込まれております中医協の在り方ですとか、過去の継続テーマでございますレセプト、カルテの電算化の問題。あるいは、今、審議会で検討が進められておりますが、医薬品のリスクに応じた販売規制の見直し等々を取り上げたいと考えております。以上です。

長瀬企画官 次に、基準認証・資格制度ワーキンググループでございますが、これは規制のコストを最小限にするという観点から、これまでも自己確認・自主保安への移行、あるいは国際基準への整合化、重複検査の排除をキーワードとしてまいりましたけれども、ワーキンググループにおいても、このような観点から検討テーマにありますように、例えば(2)の「検査検定制度について」は、総務省の統一的な評価手法を利用しまして、その見直し、制度の在り方を検討していく。

あるいは、(3)にございますが、一定の資格を必ず置かなければならないという規制についても、その廃止状況を整理しまして、今後の検討につないでいきたいと思っております。

最後に、国際経済連携ワーキンググループですが、安居主査の担当でございます。

これまで、一通り、ヒト、モノ、カネ、生活環境というくくりで規制の改革に取り組んでまいりましたが、今年度につきましては、他のワーキンググループでなかなか取り扱われにくいという観点等々も勘案しまして、とりあえずヒトの移動を深掘りしていこうということでございます。

御案内のとおり、EPA交渉等佳境を迎えておりますので、その辺の関係も考慮しながら検討していくということでございます。

検討テーマとしましては、ビザの問題や、在留資格の問題、あるいは基準の明確化の問題等々を取り扱っていく予定でございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。以上の報告に対しまして、何か特に御意見、御質問等ございますでしょうか。

これは、これから行おうということでございますので、それでは、以上の御報告も踏まえまして、各主査を中心にこの課題につきまして精力的に御検討いただくと。また、適時当会議に状況を御報告いただきたいと思っておりますが、進め方につきましては、また、秋口に入りまして、恐らく各委員の皆様方にテーマを割り当てるような形をお願いするというようなことをしないと、これだけの広い大きなテーマを全部カバーすることはできないかと思っておりますので、進め方につきましては、また別途協議をさせていただくこともあり得ると

いうことで御了承賜りたいと思います。

それでは、時間が過ぎてしまいましたが、次に移らせていただきます。

お手元に規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果という資料がございます。これは、先ほどもございましたように、フォローアップがどうなっているかということで、大部なものでございますが、これまでの規制改革の歩み、そして決まったことがどう動いてきているかということで、貴重な資料でございます。これは、ここで議論する時間もございませんので、お持ち帰りいただきまして、夏休みに是非ごらんいただきまして、その後、御疑問等がございましたらおっしゃっていただくということで、ちょうど夏休みに適当な資料かと存じますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、今日は、金子大臣に随分御多用のところをおいでいただきまして、お待たせいたしました。ごあいさつを賜りたいと思いますが、その前に報道陣に入りたいと思います。

(報道関係者入室)

宮内議長 それでは、金子大臣より、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

金子大臣 夏休みの宿題が出たようでありますけれども、この短い4か月間の間に、大変、宮内議長を始め、委員各位の皆様方、本当に精力的にとりまとめをいただきまして、本当に心から敬意を表する次第であります。各委員、早朝に集中的に行うとか、深夜に、それぞれお仕事を持っているものですから、役所側と議論するといったような、大変な時間的な御尽力もいただいたようでありました。

特に、今回、これまでも宮内議長に行っていたいただきましたけれども、各業界、あるいは役所との問題点、対立点を浮き彫りにしていただいた、医師会との公開討論会を民間委員の皆さんで行っていただいた、あるいは市場化テストについて公開討論会を行っていただいた等々、私も大臣としてではなく、聴衆の一人として聞かせていただきましたけれども、これは非常に浮き彫りになってきたとっておりました。こういう問題点、対立点を、これから更に収束させながら進めていく。言わば、今回はキックオフだと思っておりました。これからは本当に正念場だと。

ただ、私は地域再生も担当しております。ここで行っておりますことは、規制と予算というのが役所の力の根源、両方です。今度は予算の面でも大きく体制を変えていこうと。

例えば、下水道は国交省が持っている、集落排水は農林省が持っている、環境省が浄化槽を持っている。これを全部統合してしまおうと。予算の権限というのも相当抵抗が激しい、頭が痛い問題でありますけれども、しかし、この概算要求、この7月末に向けてそういう方向を打ち出しました。年末のとりまとめに向けて、こちらも一方で進めていく。幼稚園の関係、保育園の関係、厚生労働省だ、文部科学省だ、それを今度はパッケージに各省から出していくというような方向で進めていく。そういう対応を予算面でも進めておりますけれども、あるいは同時に、こういう規制という面で、皆様方が宮内議長を中心にし

て、一方で進めてくれている。これが、専門委員の何人かがおっしゃっていただきましたけれども、まさに行政の在り方というのでしょうか、骨格を変えていく、まさにその役割を皆さんが、一つの大きな柱を担っていただいているのだと思っております。心から感謝を申し上げます。

マスコミの活用について、八代先生からもありましたけれども、いつもいつも決して順調ではありません。取り上げ方いかんによっては反対に映るようなことがある。市立保育園の民間委託、これは横浜市がそうであったのですけれども、それを今、一生懸命進めようと思ったら、ある報道は、今度は親の立場で聴取する。そうすると、白石先生、民間に委託されると質が落ちるといふ報道をされていたのをごらんになったかどうか、あれだけ見たら親は不安になります。

そういう意味で、取り上げられ方いかんでは、必ずしも良いわけではありません。そういう意味で民間の委員、また我々が必要なことをどんどん、少しでも多くの皆様方に御理解をいただいているようにしていきたいと思っております。

もう既に話があったかと思えますけれども、今日、各委員から本当に良い今後の進め方について御意見を賜りました。前の経済産業省の局長の林さん、河野さんと、宮川さん、檜木さんに加えて参加してもらいました。

そして、民間委員の皆様方のお考えを、今度は永田町にもどんどん、永田町というのは国会議員になりますけれども、どんどん説得して回る、先鞭となって切り込み隊長にもなってもらうという役割を前経済産業省の局長にも行っていただくという、我々もそれを全面サポートしていく体制をつくっていきたいと思っております。

最後に、ミニ閣僚会議、これから皆さん御議論をいただいて、どんどん煮詰ってきて、なかなか対立点が詰まらないというときに、閣僚同士で官邸で民間委員の皆様方も入っていただいて、そして相手の省庁の閣僚と、総理あるいは私、あるいは官房長官も出ていって、対立点を確認して、最後の詰めをするという場をどんどん活用してまいりたいと思っておりますので、年末に向けての皆様御活躍を心から御期待を申し上げる次第であります。

ちょっと長い挨拶となりましたけれども、御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

(報道関係者退室)

宮内議長 ありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、本日は終わらせていただきますが、次回の日程等につきましては、事務局で調整していただきまして、また再度御連絡を申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項がございましたら、どうぞ。

宮川参事官 特にございませんが、先ほどの英文版は、今日、御了解賜りましたので、本文と要約版を早急に英文の作業に取りかかって、ホームページにも掲載させていただきたいと考えております。

金子大臣 議長。

宮内議長 どうぞ。

金子大臣 イギリスの大使が昨日来られて、是非英文をいただきたいと。それで自分たちで市場化テストで何と何と何を行ったかということ、それから何がうまくいったか出しますと言っていました。すぐに作業を行った方がいいと思います。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、本日の会議の様様につきましては、この後、記者会見を私からさせていただきたいと思います。

それから、本日の午後、草刈総括主査、八代総括主査と私の3人で中間とりまとめをお持ちしまして、総理に手渡すということさせていただきます。

それでは、今日は随分時間が過ぎてしまいました。以上をもちまして会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。